

河村瑞賢による淀川治水事業 ——「水都大坂」の繁栄に重点を置いた工事——

長尾 武*

I. はじめに

本稿は、河村瑞賢が行った淀川治水事業¹⁾(天和三～貞享四年・1683-1687)について、この水事業を記録した新井白石の『畿内治河記²⁾』の記述を参照しつつ再検討するものである。

近世初頭、大坂城と城下町の建設など、大規模な建設がおこなわれ、畿内の山間部では樹木の乱伐、大量の石材の切り出しにより、山が崩れ荒廃していた。豊臣秀吉は淀川に初めて連続堤防(文禄堤)を築いて河道を制した³⁾。これによって、それまでの沼沢地の多くが田畑になった。その上、河口部や河川敷にまで、新田が開発されて、河道は狭められ、河床が上昇し、船運が滞った。徳川政権は治水事業に力を注ぎ、上流から運ばれてくる土砂に根本原因があるとして、『諸国山川掟』(寛文六年・1666)を制定し、草木の根まで掘り取ることを禁じ、植林を奨励した⁴⁾。また、役人を派遣して淀川水系を巡察させ、土砂留令の徹底化をはかり、堤防を補修し、川浚えをおこなった。しかし、寛文・延宝期(1661~1680年)には大水害が度々発生した⁵⁾。

この頃、河内国、摂津国東成郡の低地帯の村々では、大和川を淀川に合流させず、西へ付替えることを請願する運動が高まった。他方で、新川の河川敷になる村々からは激しい反対運動が起こり、付替えをめぐる対立が深刻化していた⁶⁾。

天和三年(1683)、幕府は若年寄・稲葉石見守正休を筆頭とする大調査団を派遣して淀川水系を調査させた。これに河村瑞賢を随行させ、その後、瑞賢に治水工事を一任したのであった。

先行研究によれば、宮本又次は、瑞賢による西廻り航路の開発と安治川の開削が大阪経済に大きく貢献していることから、瑞賢を「大阪の恩人」であったとしている⁷⁾。瑞賢が大阪経済発展に大きく寄与した点について

は、全ての論者が認めるところである。しかし、瑞賢の淀川治水事業は、水系全体を視野に入れた水害対策としては問題があるとする見解も多い。

小出博は、「淀川や大和川の水害は彼(瑞賢)の眼中になかった、といえはいすぎかもしれないが、第二次的な意味しかもたなかったことは疑いえない。」と述べ、その理由として、淀川の水害対策としては、大和川を付替えないならば中津川を本流にすべきであるのに、瑞賢は、船運重視の観点から中津川への流量を制限し、大坂川の水量を増やす工事を実施したと述べている⁸⁾。

福山昭は、上記の小出の論を紹介し、さらに、淀川中流部の低地帯の例を採り上げ、瑞賢の治水工事では、慢性的な内水の停滞現象は、なんら改善されず放置されたとしている。そして、瑞賢の治水工事を「大坂重点的」と表現した⁹⁾。

村田路人は、これらの論を踏まえながら、瑞賢以前、寛文期から大阪の船運を重視した治水工事の傾向があり、瑞賢の工事は、この特徴をより色濃くおびており、「大坂重点主義」という表現を用いた¹⁰⁾。

これらの指摘を踏まえ、本稿は、淀川治水事業を記録した新井白石の『畿内治河記』の記述に沿い、当時の淀川治水問題、瑞賢による治水事業の特色を検証する。まず、白石が語る当時の淀川治水問題の要点を整理した。次に、瑞賢により示された淀川水系巡察時に工事の方針、実施された治水工事の日程とその内容などを検討し、治水工事の重点が大坂川に置かれていることを確認した。

なお、福山は、「瑞賢の事績を過度に誇張して全面的に称揚する同書の性格上、記述のすべてが信憑性を持つとは考えられない¹¹⁾」としている。『畿内治河記』の著者である白石の考え方や意図についても述べた。

新井白石の『畿内治河記』は漢文で記述されている。本稿では、今泉定介・編・校注『新井白石全集』第三巻を参照したが、引用文はすべて筆者の現代語訳によった¹²⁾。また、補足資料として文末に、大坂とその周辺部の地図を付した。

* 大阪市阿倍野区天王寺町南3-8-9



図 瑞賢による第一回淀川治水事業が終了した貞享四年頃の大坂市中と周辺部の地図

大日本帝国陸地測量部『京阪神仮製二万分之一地形図（尼崎・天保山・大阪・吹田村、天王寺村・堺・金田村・八尾・生駒山・国分村・星田村）1885年』をベースにして、以下の地図や絵図を参照して作成した。

『元禄十六年大坂図』（大阪市参事会編『大阪市史』付図、1912、復刻版・清文堂・1965）、篠山市教育委員会所蔵、旧篠山藩青山家文書『大坂川口絵図』（大阪市自然史博物館編『大阪湾本』2013、所収）、『新撰増補大坂大絵図 元禄十一年』（玉置豊次郎『大阪建設史夜話・大阪古地図集成』付図、大阪都市協会、1980）、『河内国絵図 元禄期』（中九兵衛『甚兵衛と大和川』中九兵衛、2004、所収）、淀川百年史編集委員会『淀川百年史』近畿地方建設局、1974、390～393頁、『天王寺村区画図 大正十三年』（大阪府東成郡天王寺村編『天王寺村誌』天王寺村公同会、1925、付図、復刻版、新和出版、1976）

尚、大阪湾岸の着色部は葭原や新田の跡（瑞賢の意見により廃棄された新田）。宝永元年に大和川付替えルートを加筆した。

Ⅱ. 白石が語る淀川治水問題

新井白石は治水問題について「水患」という言葉を用いて説明している。そして、「水患」は大坂川で最大であったとしている。白石が述べる淀川治水問題を整理して、当時の淀川治水の課題について述べる。

「水患」について 「水患」の意味を『畿内治河記』から読みとるなら、河川の病んだ状態であり、河川に人々が堤防を建設することによって起こる。堤防が河川の流路を規制し、狭くなった河道に土砂が堆

積し、洲が形成され、河床が上昇する。このような状態になった河川では、深刻な問題が発生する。船運が滞り、長雨が続けば、溢水し、堤防を決壊させ、水害が頻発する。

畿内の河川の中、「水患」が最大で、治するのが最も難しいのは大坂川であった。淀川が長柄で中津川と大坂川に分岐するが、「水患」は大坂川で最大であったとしている。その理由は、大坂が西国諸国からの船運の要港であり、大坂川の閉塞は最大の問題であったからと考えられる。

淀川の治水問題 白石が述べる淀川水系の治水問題を整理すれば、第一に大坂川が閉塞し船運が停滞していたこと、第二に淀川水系の中でも特に大和川の水害が深刻であったこと、第三に第二の問題を解決するため大和川を付替えるべきとの要望が高まっていたが、付替えルートにあたる村々は激しく反対していたことである。

幕府の治水問題への対応 当時、河川を管理する役人は有効な対策を施せず、歳費によって杭を打ち、石を積んで堤防の補修をおこなうのみであった。そして、寛文・延宝期には毎年のように水害が襲い、河畔の人々は帰るところを知らないという状況に置かれていた。白石は、将軍の治世によって、すべての人々が幸せに満ちている時に、どうして畿内の民だけが水に溺れさせられているのか、ここに大恩を施し、まさに救うべしと述べているのである。

Ⅲ. 淀川治水問題への瑞賢の意見

白石は、遂に、将軍は水害に苦しむ畿内の民を救済すべく決断を下したと述べている。天和三年二月、若年寄・稲葉正休を筆頭として淀川水系の巡察が実施され、幕府の諸事業を請け負って功績があった河村瑞賢がこれに随行した。巡察団の一行は、淀川水系を源流まで遡り視察した。同年閏五月、巡察団の一行は江戸に帰り、治河の方策を報告し¹³⁾、治水工事は瑞賢に一任された。『畿内治河記』には、淀川水系巡察中、特に注目される発言が記述されている。それらは瑞賢による意見と考えられ、治水工事の方針が示されており、これらについて考察する。

1 「水患を治すには、実に海口にあり」について

大坂川河口では、「ここが、水を治める最も急ぐべき所である。」という瑞賢の意見が記述されている。蘆芦が生い茂り、そのため、河水が海に出ることが出来なくなっていた。さらに、新田が開かれ、堤を築いて下流を塞いでいた。先ず、その新田を廃止し、堤防を壊し、蘆芦を刈り、海口を広く開くようにした。瑞賢は、河口部の閉塞が急務であり、河道の直線化や浚渫によって水流を改善し、堆積した土砂を除去すれば、上流部の水行も良くなると考えたと推察される。

2 「大和川付替え論は信用するにたらず」について

大和川付替えルートを四回も往復した瑞賢の、「別に

川を開いて大和川を導くべきではない。」「大和川付替え論は信用するにたらず。」という意見が記述されている。その理由について『畿内治河記』は、「問題は海口にあり」としている。河口部での閉塞を改善すれば、大和川の水害も防ぐことができると瑞賢は考えていたと読み取れる。

なお、村田路人は、瑞賢が大和川付替えを否定したもう一つの理由として、「淀川と大和川を分離させることは、淀川下流の大川の水量減少を招き、大坂の舟運に悪影響をおよぼすことになる」からであろうと述べている¹⁴⁾。この推測が正しいことを、IV章でも述べる。

IV. 瑞賢による淀川治水工事の特色 —大坂川に重点を置いた工事

瑞賢がおこなった工事日程と内容を要約し、工事の特色（大坂川に重点を置いた工事）を検証する。瑞賢の工事によって治水問題が解決されたとする白石の記述と、それを否定する先行研究の見解を紹介する。さらに、瑞賢以前、以後、幕府がおこなった治水工事について、先行研究を紹介し、瑞賢の工事が幕府の方針に沿ったものであったことを述べる。また、白石が『畿内治河記』を書いた動機、意図についても言及する。

1 瑞賢がおこなった工事日程、内容の要約

貞享元年（1684年）正月、瑞賢は大坂に到着した。二月十一日、まず、九条島で工事を開始した。工事の日程、内容について、以下に要約する。

- ①貞享元年（1684）二月十一日、九条島で工事開始。20日間で新川（安治川）完成。
- ②中津川と大坂川の分岐点での工事、大坂川への水量を増やす工事をおこなった。
- ③曾根崎川、堂島川での工事 湮滅していた両川を開削し、浚渫した。
- ④貞享元年（1684）八月、幕府は瑞賢を召喚した。3ヶ月間、工事を中断（若年寄稲葉正休が大老堀田正俊を刺殺する事件がおこる。）
- ⑤貞享元年十一月、大阪へ戻り工事の残務処理（約2ヶ月間）。
貞享二年正月、江戸に帰る。その後、11ヶ月間、工事を中断（前回の3ヶ月間の中断と合わせて、合計14ヶ月間の中断になる。）
- ⑥貞享二年十二月、工事の再開。

- ⑦堂島川、曾根崎川での工事 河岸に岸岐（石段）、架橋、新地開発の基盤造り。
- ⑧新川沿岸付近の整備 新地開発の基盤造り。
- ⑨貞享三年三月から大和川での工事はじまる。森河内より下流の両岸を拡幅など。
- ⑩淀川と大和川の合流点付近の工事 川崎材木蔵から天満岸を開削など。
- ⑪大坂川から淀川中流部での工事 河道の洲、集落を撤去。
- ⑫神崎川・中津川での工事 浚渫。
- ⑬大坂川河口（木津川）での工事 河道の拡幅、浚渫。
- ⑭市中の堀川での工事 岸岐を修築（住民の負担で実施させた）。その区間は延長約45kmであった。
- ⑮淀・宇治川での工事 河道の洲、寺院、古堤を撤去。
- ⑯淀・宇治・木津川の遊水池での除草・灌木の伐採。
- ⑰飯岡山下の巨岩除去。
- ⑱淀川・大和川での障害物除去。
- ⑲宇治山での採石を禁止。
- ⑳淀川水系の堤防付近の障害物撤去・除草・灌木の伐採。

貞享四年（1687）五月、治水工事の完成。

2 大坂川に重点を置いた治水工事

瑞賢は、大坂川河口部の閉塞が最大の問題とし、河口に横たわっていた九条島の中央部を掘り、一直線に海に到達させた。また、淀川が中津川と大坂川に分かれる地点では、大坂川への流量を増やす工事をおこなった。湮滅していた堂島川と曾根崎川では、河道を掘削し、浚渫した。これらの工事によって船運の便を図ったのである。新川（安治川）の開削、新河港（安治川口）の整備、そして、通船が可能となった堂島・曾根崎両川に挟まれた堂島一帯を新地として開発した。こうして、瑞賢は「水都大坂」の玄関口を整備し、商都として発展する基盤を築いた。瑞賢は大坂川の治水工事を最優先して実施したといえる。これを、工事期間で見れば、工事が始まった貞享元年二月から、貞享三年三月まで（途中、約14ヶ月間の休止があったが）、約11ヶ月間、すべて大坂川の治水工事、新地の基盤整備がおこなわれた。

貞享三年三月から、ようやく大和川など、他の河川での工事が開始された。しかし、工事が完了する貞享四年五月迄の期間においても、大坂市中に縦横にめぐらされ

た堀川の両岸に岸岐（石段）を建設する工事、堂島から新川両岸一帯を新地として開発する工事がおこなわれた。淀川水系の中でも、大坂川に工事の重点が置かれていたのであった。

3 瑞賢の工事によって、水害問題は解決したか

瑞賢の工事によって、西国からの廻船が大坂の玄関口（安治川口）に、船尾を連ねて入るようになった。通船が可能になった堂島川、曾根崎川の沿岸には豪壮な蔵屋敷、店舗が軒を並べるようになった。大坂は無双の要津となったのである。しかし、淀川水系全域、特に大和川の水害を防止するには、十分な工事内容だったのだろうか。

『畿内治河記』は、大坂川河口部に新川が開削されて以後、淀城の筒車の回転が以前より早くなった、また、大和川での工事によって、上流の塞がれた箇所は開け、深野、新開池の貯水量は減少し、溢れることが無くなったと記述している。しかし、中九兵衛は、大和川の下流部（摂津国東成郡）での治水効果はみられたが、上流部での治水効果は無かったとしている。瑞賢の工事が完了した貞享四年、河内国の五郡（総高十萬石）の内、七萬石の村々が大坂町奉行藤堂伊予守に応急の治水工事を実施してほしいと嘆願したことを指摘している¹⁵⁾。また、福山昭は、淀川中流域での治水工事について、川岸の草木の伐採や堤外にあった家屋の取り払いが実施されたにとどまり、淀川右岸低地の慢性的な内水の停滞は、なんら改善されずに放置されたと述べている¹⁶⁾。

白石の大和川、淀川で溢水することは無くなったという記述は、水害対策の面では過大評価といえるだろう。また、白石は今回の治水事業を「將軍による、水害に苦しむ民の救済」としたが、民の救済は第一義では無かったのである。

4 瑞賢以後も大坂川の船運重視の治水工事がおこなわれた

瑞賢が死去して五年後、宝永元年（1704）に大和川付替えがおこなわれたが、その結果、大坂川の水量が減少した。瑞賢の危惧が的中したのであった。宝永五年（1708）、幕府は大坂町奉行大久保忠香に命じて、大坂川への水量を増やす工事をおこなわせた。淀川が中津川と大坂川に分岐する地点で、中津川を堰留め、常水より一尺五寸（約45cm）以上に増水した場合に、中津川へ水が流れるように工事した。これによって大坂川への水量を確保したのであった¹⁷⁾。

5 瑞賢以前も大坂川の船運重視の治水工事がおこなわれていた

村田路人は、寛文九年（1669）におこなわれた淀川浚が、船運の便を図った大坂川河口部の川浚であったとしている。そして、「寛文期以来、淀川治水の基調は一貫しており、その基調の上に立ちつつ瑞賢は、とくに大坂の保全や舟運の発展を狙ったのである。」としている¹⁸⁾。つまり、幕府は瑞賢以前も、また、彼の死後も、一貫して大坂川の船運重視の治水工事をおこなっていたのであり、「水害に苦しむ民の救済」を第一義としていなかったといえるだろう。

V. おわりに

淀川治水工事を一任された河村瑞賢は、工事が始まった貞享元年二月から、同三年三月まで、大坂川の船運に重点を置いた治水工事に専念し、その後も、治水工事の終了まで、新川・堂島川沿岸を新地として開発する基盤整備をおこなった。これにより、「天下の台所・大坂」の玄関口が整備され、「水都大坂」繁栄の基盤が築かれた。瑞賢は幕府の一貫した船運重視の治水政策を受け継ぎ、推し進めたのである。白石は、「將軍による、水害に苦しむ畿内の民の救済」としておこなわれ、この工事によって、淀川、大和川での溢水の恐れが無くなったと記述している。しかし、大和川流域や淀川中流域の低地帯での水害は治まらなかった。白石は、畿内の地理、治水について優れた知識を持ち、瑞賢の治水事業を詳細に記録したが、『畿内治河記』を執筆した動機には、幕府政治を称揚し、瑞賢の事績を顕彰しようとする意図があったと考えられる。

注

- 1) 瑞賢の淀川治水事業は二期にわたっておこなわれており、第一期が、天和三～貞享四年（1683～1687）、二期が禄十一年（1698）から翌年迄である。そのうち、『畿内治河記』で採り上げているのは、第一期だけである。本研究は第一期事業を対象とした。
- 2) 新井白石は若き頃、浪人であった時期に「天下に双無き富商」であった河村瑞賢の次男通顯と学友であったことから、河村家との交際があり、瑞賢から大きな影響と援助を受けたようである。白石が『畿内治河記』を書いたのは、その恩に報いる気持ちからであったと考えられる（古田良一『河村瑞賢』吉川弘文館、1964年、1964、82～84頁）。
- 3) 淀川に連続堤防が建設され、左岸沿いの堤防上が京街道として整備されたのは文禄年間（1592～1595年）と考えられる（角川日本地名大辞典編集委員会『角川日本地名大辞典』
- 27、大阪府、1988、405～406頁）。
- 4) 「諸国山川掟」（石井良助編『徳川禁令考』前集第六、創文社、1959、338～339頁）。
- 5) 寛文十年（1670）には台風による豪雨と高潮によって、淀川川口の民家が押し流され、多数の溺死者があった。さらに、延宝二年には、畿内で大雨が降り、河川の水量が増水し、淀川の堤防が決壊、大和川も決壊して、二つの川の濁流が合わさって、北は枚方より、南は堺に至るまで、東は生駒山麓より大坂市中に至るまで、一面の泥海となった。大坂市中でも浸水し、多数の橋が落ち、民家だけでなく、大名の蔵屋敷も浸水の被害にあった（大阪市参事会『大阪市史』1、大阪市、1913〔復刻・清文堂、1978、381～384頁〕）。
- 6) 中九兵衛『甚兵衛と大和川』中九兵衛、2004、48～66頁。
- 7) 宮本又次『大阪人物誌』弘文堂、1960、19頁。
- 8) 小出博『利根川と淀川』中公新書、1975、203～207頁。
- 9) 福山昭『河村瑞賢と大坂』『大阪の歴史』4、1981、24頁。
- 10) 村田路人『近世の淀川治水』山川出版、2009、38～42頁。
- 11) 福山昭『河村瑞賢と大坂』『大阪の歴史』4、1981、17～18頁。
- 12) 今泉定介・編・校注『新井白石全集』3、1906、585～592頁。大阪市土木技術協会『大阪の川』に、『畿内治河記』の読み下し文が所収されており、これも参考にした（丸山陽『畿内治河記』〔『大阪の川』編集委員会『大阪の川』大阪市土木技術協会、1995、288～308頁〕）。
- 13) 石見守等は、河川閉塞の原因が水源の山間での樹木の乱伐にあると報告したが、これを受けて貞享元年（1684）三月、幕府は山城、大和、摂津、河内、近江に対して、幕府領、私領に関わらず、いわゆる土砂留令を出した（高柳眞三・石井良介編『御触書寛保集成』岩波書店、1934、706頁）。さらに、同年八月、幕府は畿内近国に本拠を持つ11人の大名に対し、それぞれの所領内や近辺の幕領・私領に、年2～3回家臣を派遣して淀川・大和川上流山間部において植林を行わせるよう命じた（前掲『御触書寛保集成』706～707頁）。村田路人は、大名の分担区域や家臣の派遣を行うことが義務づけられ、土砂留が制度化されたとしている（村田路人『近世の淀川治水』山川出版、2009、37～38頁）。
- 14) 村田路人『近世の淀川治水』山川出版社、2009、41頁。
- 15) 中九兵衛『甚兵衛と大和川』中九兵衛、2004、82～85頁。
- 16) 福山昭『河村瑞賢と大坂』大阪の歴史、4、1981、24頁。
- 17) 村田路人『近世の淀川治水』山川出版社、2009、80～81頁。『大坂町奉行所旧記』（大阪市史編纂所『大阪市史編纂所』下、大阪市史史料42、大阪市史料調査会、1994、105頁）。
- 18) 村田路人『近世の淀川治水』山川出版社、2009、42頁。

